

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	入館料等の還付	
根拠条例等・条項	堺市立ビッグバン条例第7条 堺市立ビッグバン条例施行規則第7条、第13条	
所 管 課	泉北ニューデザイン推進室 事業推進担当 課	
審 査 基 準	入館料等の還付については、堺市立ビッグバン条例第7条、堺市立ビッグバン条例施行規則第7条、第13条に基づき審査する。 【堺市立ビッグバン条例 抜粋】 (入館料等の不還付) 第7条 既納の入館料等は、還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 【堺市立ビッグバン条例施行規則 抜粋】 (入館料の還付) 第7条 条例第7条ただし書の規定により入館料を還付することができる場合及びその還付額は、次のとおりとする。 (1) 天災地変その他ビッグバンに入館しようとする者の責めに帰さない理由により、入館することができなくなったとき。 入館料の全額 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。 その都度市長が定める額 2 前項の規定により入館料の還付を受けようとする者は、堺市立ビッグバン入館料等還付申請書(様式第3号)に入館券を添付して、市長に申請しなければならない。 (駐車料金の還付) 第13条 条例第7条ただし書の規定により駐車料金を還付することができる場合及びその還付額は、次のとおりとする。 (1) 天災地変その他駐車場の利用者の責めに帰さない理由により利用できなくなったとき。 全額 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。 その都度市長が定める額 2 第7条第2項の規定は、前項の規定により駐車料金を還付する場合について準用する。この場合において、同項中「入館料」とあるのは「駐車料金」と、「入館券」とあるのは「駐車料金を納付したことを証する書類」と読み替えるものとする。	
標準処理期間	標準処理期間	即時（または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。）
	標準処理期間を設定できない理由	